

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(住宅課)

一

告 示

○県営土地改良事業の工事の完了

(農村振興課)

一

○道路の区域変更

(道路課)

一

○土地改良区の定款変更の認可

(仙台地方振興事務所)

二

○土地改良区の定款変更の認可

(北部地方振興事務所)

二

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)

(道路課)

二

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

六

選挙管理委員会

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

七

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

七

監査委員

○定期監査の結果の公表(二件)

七

規 則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月十三日

○宮城県規則第七十二号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則(平成二十一年宮城県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「認定長期優良住宅建築等計画」の下に「又は認定長期優良住宅維持保全計画」を加える。

第五条第一項中「第三項」を「第七項」に、「及び法第九条第一項」を「、法第九条第一項又は同条第三項」に改める。

第七条中「認定長期優良住宅建築等計画」の下に「又は認定長期優良住宅維持保全計画」を加える。様式第五号中「認定長期優良住宅建築等計画」の下に「認定長期優良住宅維持保全計画」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定による様式第五号については、当分の間、改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第六百三十九号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の第三第三項の規定により公告する。

令和四年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
七ヶ浜	区画整理事業(農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興基盤総合整備事業))	令和四年五月十六日

○宮城県告示第六百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年九月十三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木

事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 奥松島松島公園線
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
東松島市宮戸字元屋敷二九番地先から 同市宮戸字村二六番一地先まで		前	五・〇	一、一三〇・〇
後			一三・二丁 二〇・五	一、一三〇・〇

○宮城県告示第六百四十一号

仙台市岩切土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年九月五日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和四年九月十三日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 松 田 茂

○宮城県告示第六百四十二号

美里東部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年九月二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和四年九月十三日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 佐々木 均

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）（単価契約） 千三百トン

(二) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）（単価契約） 二百トン

(三) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県仙台土木事務所管内分）（単価契約） 百五十二キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から令和五年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県仙台土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
 7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。
 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一 二二一―三三三五）へ令和四年十月七日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手續の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望するものは、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
 千九八三―〇八三六 仙台市宮城野区幸町四丁目一番二号
 宮城県仙台土木事務所総務部経理班（担当 工藤 匠 電話〇二二―二九七―四一―二二）

3 入札説明書の交付申請期限

令和四年十月十二日（水）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和四年十月七日（金）午後五時まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は入札説明書に定めるところにより、令和四年十月二十一日（金）午後五時までに必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年十月二十一日（金）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和四年十一月七日（月）午前九時から令和四年十一月八日（火）午後五時まで
 (二) 書面により入札書を提出する場合

(1) 日時 令和四年十一月八日（火）午後五時まで

(2) 場所 2に同じ

(3) 郵送による場合は、二重封筒とする。入札書を中封筒に入れ、入札者の法人名・開札日及

び入札に係る調達物品の名称を記載し配達証明付書留郵便にて(1)の日時までに到達するように提出すること。

(4) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は令和四年十一月九日(水)とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

- (一) 一の1の(一)の購入物品 午前10時00分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室
- (二) 一の1の(二)の購入物品 午前10時30分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室
- (三) 一の1の(三)の購入物品 午前11時00分 宮城県仙台土木事務所三階和会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の1の(一)・(二)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(三)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。
六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)
- 2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2023.
- 3 Place of Delivery : Within Sendai civil engineering office areas of jurisdiction.
- 4 Deadline for Bid : Tuesday, November 8, 2022, 5 : 00 pm.
- 5 Contact Person : Takumi Kudo, General Affairs Group, Sendai civil engineering office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 4-1-2 saiwaicho, miyagino-ku, Sendai, Miyagi, 983-0836 Japan. Tel: 022-297-4112
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県東部土木事務所管内分) (単価契約) 三百十トン

(二) 凍結防止剤(粒状塩化ナトリウム、三ミリメートル、十トン車以下、宮城県東部土木事務所管内分) (単価契約) 七百二十トン

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から令和五年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県東部土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県の入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しないこと。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二一三三三五）へ令和四年九月二十六日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望するものは、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八六〇一八五〇 宮城県石巻市あゆみ野五丁目七番地

宮城県東部土木事務所経理班（担当 石川 美月 電話〇二二五一九四一八六九〇）

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年九月二十六日（月）午後五時まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は入札説明書に定めるところにより、令和四年十月十一日（火）午前九時から令和四年十月二十

日(木)午後五時までに必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和四年十月二十日(木)午後五時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに應じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和四年十一月一日(火)午前九時から令和四年十一月二日(水)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

(1) 日時 令和四年十一月二日(水)午後五時まで

(2) 場所 2に同じ

(3) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により、(1)の日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札の場所へ提出できるものとする。

(4) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる理由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は令和四年十一月四日(金)とし、開札の時刻及び場所は一の

1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

(一) 一の1の(一)の購入物品 午前10時00分 宮城県東部土木事務所経理班

(二) 一の1の(二)の購入物品 午前10時30分 宮城県東部土木事務所経理班

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一キログラム当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (Unit-price contract)

2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2023.

3 Place of Delivery : Within Eastern civil engineering office areas of jurisdiction.

4 Deadline for Bid : Wednesday, November 2, 2022, 5:00 p.m.

5 Contact Person : Mizuki Ishikawa, General Affairs Group, Eastern civil engineering office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government 5-7 Aynuno, Ishinomaki, Miyagi,

986-0850 Japan. Tel: 0225-94-8690

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和四年九月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

- 登米市登米町日野渡鮎沢三番二、四番二、十六番二、二十三番二、二十四番三の一部、二十五番一、二十五番二の一部、二十六番、二十七番、二十九番、三十番、三十一番、三十二番、三十三番一、三十三番二、三十三番三、三十四番、三十五

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

番の一部、三十七番一、三十七番二、三十七番三、三十八番一、四十三番三の一部、百五番二、百八番二、百九番二、日野渡蛭沢七番二、九番三、十五番二、十六番二、十九番、二十番一、二十五番九、二百三番

登米市

〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和四年九月十三日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名取市愛鳥笠島字桜町二十番一の一部、二十二番一、二十二番二、二十三番、二十四番(第二工区)

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

名取市愛鳥笠島字桜町二十二番地

株式会社渋谷木材店

選挙管理委員会

〇宮選管告示第九十九号

令和四年九月一日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

令和四年九月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、四五七

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三四〇、三五一

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	八二、八七三	岩沼選挙区	一一、一六二
宮城野選挙区	五三、四〇九	登米選挙区	二一、六八六
若林選挙区	三八、八五五	栗原選挙区	一八、六二七
太白選挙区	六五、六二四	東松島選挙区	一一、〇五八
泉選挙区	五九、八五二	大崎選挙区	三五、八四九
石巻・牡鹿選挙区	四一、三六八	富谷・黒川選挙区	二五、五〇五
塩釜選挙区	一五、二一一	柴田選挙区	二二、七〇一
気仙沼・本吉選挙区	二〇、九九二	亘理選挙区	一三、〇〇五
白石・刈田選挙区	一三、〇三一	宮城選挙区	一三、八八二
名取選挙区	二一、七二二	加美選挙区	八、一六七
角田・伊具選挙区	一一、五八二	遠田選挙区	一一、二三五
多賀城・七ヶ浜選挙区	二二、五四六		

〇宮選管告示第百号

令和四年九月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和四年九月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

三四〇、三五一

監査委員

〇呵城監選管告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査

基準第2条第1項第1号の規定により令和4年4月から6月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和4年9月13日

宮城県監査委員	高	橋	伸	二
宮城県監査委員	渡	辺	忠	悦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田	計	

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関	監査実施日
--------	-------

○教育庁

地方機関

多賀城高等学校

5月27日

工業高等学校

6月13日

角田支援学校

6月8日

○警察本部

地方機関

角田警察署

6月8日

亘理警察署

5月26日

2 監査結果

令和3年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて行いました。

その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、概ね適正に執行されているものと認められました。

なお、公表すべき指摘事項は認められませんが、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

○宮城県監査委員告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第5項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号の規定により令和4年7月から8月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和4年9月13日

宮城県監査委員	高	橋	伸	二
宮城県監査委員	渡	辺	忠	悦
宮城県監査委員	成	田	由	加里
宮城県監査委員	吉	田	計	

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関	監査実施日
--------	-------

○総務部

本庁

秘書課

8月4日

人事課、行政管理室

8月4日

行政経営推進課

8月4日

職員厚生課

8月4日

県政情報・文書課

8月4日

私学・公益法人課

8月4日

広報課

8月4日

財政課

8月4日

税務課、地方税徴収対策室

8月4日

市町村課（選挙管理委員会事務局を含む）

8月4日

管財課

8月4日

○復興・危機管理部

本庁

復興・危機管理総務課

7月29日

復興支援・伝承課

7月29日

防災推進課

7月29日

消防課

7月29日

原子力安全対策課

7月29日

○企画部

本庁

企画総務課

8月2日

オリエンティック・パラリオンティック大会推進課

8月2日

報 告 書 公 報 城 川

デジタルみやぎ推進課	8月2日	本庁	8月2日
総合政策課	8月2日	経済商工観光総務課、富県宮城推進室、企業復興支援室	7月29日
地域振興課	8月2日	新産業振興課	7月29日
スポーツ振興課	8月2日	産業立地推進課、自動車産業振興室	7月29日
地域交通政策課	8月2日	商工金融課、中小企業支援室	7月29日
統計課	8月2日	産業人材対策課	7月29日
○環境生活部		雇用対策課	7月29日
本庁		観光政策課、観光プロモーション推進室	7月29日
環境生活総務課	7月27日	国際政策課、国際ビジネス推進室	7月29日
環境政策課、再生可能エネルギー室	7月27日	○農政部	
環境対策課	7月27日	本庁	
自然保護課	7月27日	農政総務課、農業政策室	7月28日
食と暮らしの安全推進課	7月27日	食産業振興課	7月28日
循環型社会推進課、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、放射線物質汚染廃棄物対策室	7月27日	農山漁村なりわい課	7月28日
消費生活・文化課	7月27日	農業振興課	7月28日
共同参画社会推進課	7月27日	みやぎ米推進課	7月28日
○保健福祉部		園芸推進課	7月28日
本庁		畜産課、家畜防疫対策室	7月28日
保健福祉総務課	8月4日	農村振興課	7月28日
社会福祉課	8月4日	農村整備課	7月28日
医療政策課、医療人材対策室	8月4日	○水産林政部	
長寿社会政策課	8月4日	本庁	
健康推進課	8月4日	水産林政総務課、水産林業政策室	7月28日
疾病・感染症対策課、新型コロナウイルス調整室	8月4日	水産業振興課（宮城海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会を含む）、全国豊かな海づくり大会推進室	7月28日
子育て社会推進課	8月4日	水産業基盤整備課、漁港復興推進室	7月28日
子ども・家庭支援課	8月4日	林業振興課	7月28日
障害福祉課、精神保健推進室	8月4日	森林整備課	7月28日
薬務課	8月4日	○土木部	
国保医療課	8月4日	本庁	
○経済商工観光部		土木総務課	8月2日

宮 城 県 公 報

事業管理課				○人事委員会事務局	7月22日
用地課 (収用委員会事務局を含む)	8月2日			○監査委員事務局	7月21日
道路課	8月2日			○労働委員会事務局	7月22日
河川課	8月2日			2 監査結果	
防災砂防課	8月2日			令和3年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性及び有効性に意を用いて行いました。	
港湾課	8月2日			その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が見られたものの、概ね適正に執行されているものと認められました。	
空港臨空地域課	8月2日			なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。	
都市計画課	8月2日			(1) 税務課、地方税徴収対策室	
建築宅地課	8月2日			県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、引き続き収入未済が認められたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。	
住宅課	8月2日			(内容)	
宮繕課	8月2日			・令和3年度収入未済額	
設備課	8月2日			現年度分 939,977,149円	
○出納局				過年度分 1,726,180,371円	
本庁				合 計 2,666,157,520円	
会計課、会計指導検査室	7月27日、8月10日			・令和2年度収入未済額	
契約課	7月27日			現年度分 2,109,781,006円	
検査課	7月27日			過年度分 1,781,373,005円	
○議会議務局				合 計 3,891,154,011円	
○教育庁				(2) 税務課、地方税徴収対策室	
本庁				事務事業の執行が関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。	
総務課、教育企画室	8月3日			(内容)	
福利課	8月3日			ふるさと納税に伴うふるさと納税ワンストップ特例申請者に係るデータを市町村に送信しなかったことにより、確定申告を行わなければ令和4年度住民税の寄附金税額控除の適用が受けられない寄附者が発生した。	
教職員課	8月3日				
義務教育課	8月3日				
高校教育課、宮城丸	8月3日				
特別支援教育課	8月3日				
施設整備課	8月3日				
保健体育安全課	8月3日				
生涯学習課	8月3日				
文化財課	8月3日				
○警察本部	7月26日、8月3日				

<p>(3) 市町村課 印刷物作成において、発注誤りによる印刷費用の追加支出が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 宮城県議会議員選挙の選挙公報について、印刷業者への誤った発注により、再印刷となり追加支出を生じさせたもの。 ・再印刷部数 70,500部 ・再印刷費用 406,769円</p> <p>(4) 管財課 普通財産において、無償貸付の更新手続がなされていないものが認められたので、速やかに是正するとともに、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 1 申請書は提出されているものの、貸付手続き等がなされていないもの。 ・件数 10件 2 申請書未提出のもの。 ・件数 17件</p> <p>(5) 消防課 変更契約において、執行権限を超えた執行が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 防災ヘリコプターに係る300時間点検及び耐空証明検査業務の変更契約の決裁について、専決区分が部長に属するところ、複数年、課長の決裁により変更契約を締結したものの。 ・件数 1件 ・当初契約金額 26,950,000円 ・変更後契約金額 69,850,000円</p> <p>(6) 原子力安全対策課 委託料において、支払遅延による延滞金の発生が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 令和3年度宮城県放射線・放射能に関するポータルサイト保守管理業務の委託料について、</p>	<p>支払期限に遅延し、延滞金が発生したものの。</p> <p>・件数 6件 ・金額 1,168,200円 ・延滞金 6,600円</p> <p>(7) 原子力安全対策課 委託業務において、執行権限を超えた執行が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 委託契約の決裁について、専決区分が部長に属するところ、複数年、課長の決裁により執行していたもの。 ・件数 3件 ・業務名及び設計価格 (1) 女川原子力発電所周辺環境放射線監視システム保守管理業務 25,773,000円 (2) 環境放射線測定装置((株)日立製作所開発機器)保守管理業務 29,604,300円 (3) 環境放射線測定装置(富士電機(株)開発機器)保守管理業務 42,112,400円</p> <p>(8) オリジナル・パワリング大会推進課(スポーツ振興課) 委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。</p> <p>(内容) 委託契約に係る見積合わせにおいて、見積金額は消費税及び地方消費税を除いた金額で提出するよう通知していたが、見積合わせでは、その金額を税込みとして取扱い、契約を締結していたもの。 ・業務名 東京2020大会都市装飾実施運営業務委託(その4) ・件数 1件 ・見積金額 2,157,408円(税抜き) ・予定価格 2,200,000円(税込み) ・契約金額 2,157,408円(税込み)</p> <p>(9) 統計課</p>
---	--

統計関連事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

毎月勤労統計調査の令和2年5月から令和3年1月分のデータ入力に当たり、調査票が未提出の場合に以前に提出されたデータと同様の内容を入力するなどしていたもの。

・不適切な処理件数 204件

(10) 循環型社会推進課、竹の内産廃処分場対策室、新最終処分場整備対策室、放射性物質汚染廃棄物対策室

特別納付金（産廃廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、引き続き収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分 164,723,643円

過年度分 836,782,011円

合 計 1,001,505,654円

・令和2年度収入未済額

現年度分 133,422,845円

過年度分 704,603,166円

合 計 838,026,011円

(11) 社会福祉課

委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

予定価格を超えた額で契約締結しているもの。

・業務名 令和4年度宮城県家計改善支援事業業務

・件数 1件

・予定価格 51,900,001円

・契約金額 51,920,001円

(12) 医療政策課、医療人材対策室

委託業務において、執行権限を超えた執行が認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

委託業務の決裁について、専決区分が部長に属するところ、複数年、課長の決裁により執行していたもの。

・件数 6件

・業務名及び設計価格

(1) 令和3年度宮城県ナースセンター事業業務

29,670,657円

(2) 令和4年度宮城県ナースセンター事業業務

29,670,657円

(3) 令和3年度救急医療情報センター運営事業委託業務

71,220,600円

(4) 令和3年度宮城県子ども夜間安心コール事業委託業務

33,564,251円

(5) 令和4年度宮城県子ども夜間安心コール事業委託業務

33,581,653円

(6) 宮城県おとな救急電話相談事業業務

73,531,761円

(13) 子ども・家庭支援課

児童扶養手当給付費返還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分 4,924,110円

過年度分 13,217,510円

合 計 18,141,620円

・令和2年度収入未済額

現年度分 708,980円

過年度分 13,095,970円

合 計 13,804,950円

(14) 雇用対策課

補助金等精算返還金等において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済が認め

られたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

1 返還金(延納利息)

・令和3年度収入未済額

現年度分 8,520,029円

過年度分 0円

合 計 8,520,029円

2 補助金返還加算金

・令和3年度収入未済額

現年度分 35,443,430円

過年度分 0円

合 計 35,443,430円

・令和2年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 209,254円

合 計 209,254円

(15) みやぎ米推進課

補助金において、上限額を超えた概算払の支出が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

金のいぶき生産支援事業補助金交付要綱について、概算払は交付決定額の8割を上限とする規定であるにもかかわらず交付決定額全額を概算払していたもの。

・件数 7件

・金額 15,525,000円

(16) 農村整備課

補助金において、事業主体から請求のあった金額と異なる金額で国に対し概算払請求を行っていたものが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

・件数 1件

・国への概算払請求額 70,863,000円

・町からの概算払請求額 66,826,000円

・町への概算払額 66,826,000円

・差額 4,037,000円

(17) 水産業基盤整備課、漁港復興推進室

特別納付金(汽船除去の行政代執行に係る費用)において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分 0円

過年度分 10,507,340円

合 計 10,507,340円

・令和2年度収入未済額

現年度分 6,820,000円

過年度分 3,687,340円

合 計 10,507,340円

(18) 空港臨空地域課

国庫補助事業において、不適切な事務処理による県費の持ち出しが認められたので、今後再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

間接補助事業である「仙台空港感染症対策強化支援事業」において、令和4年3月末までに県から補助対象者への補助金交付を完了する必要があるところ、令和4年5月に交付したため、国庫補助事業の対象外となり、県費の持ち出しとなったもの。

・補助事業費 79,645,757円

・補助金額 39,822,878円(国費2分の1補助)

(19) 住宅課

県営住宅使用料において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分 13,368,900円

過年度分 21,666,070円

合 計 35,034,970円

・令和2年度収入未済額

現年度分 15,534,350円

過年度分 22,124,027円

合 計 37,658,377円

(20) 高校教育課, 宮城丸

高等学校等青英奨学資金貸付金償還金において、収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理に向けた対策を講じられたい。

(内容)

・令和3年度収入未済額

現年度分 72,305,263円

過年度分 308,408,123円

合 計 380,713,386円

・令和2年度収入未済額

現年度分 78,538,308円

過年度分 277,990,224円

合 計 356,528,532円

(21) 高校教育課, 宮城丸

需用費において、不適切な取扱いが認められたので、今后再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

令和4年3月分のコピー料金について、出納閉鎖後に翌会計年度予算から支出したものの。

・件数 2件

・金額 86,545円

(22) 保健体育安全課

需用費において、不適切な取扱いが認められたので、今后再発しないよう内部統制における整備上の不備の解消に向けた対策を講じられたい。

(内容)

定期刊行物の支払いについて、支払遅延防止法に規定する支払時期を超過し、かつ出納閉鎖後に翌会計年度予算から支出したものの。

・件数 1件

・金額 9,240円